

子育て支援業務事務処理センターの創設について

趣 旨

- 近年、保育所入所申請者や各種子育て支援施策の対象者拡充等による事務処理件数が増加している。
- また、平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、認定こども園や幼稚園、保育所等の支給認定や給付費等の支払いなど新たな業務が発生している。
- このような中、業務遂行に必要な知識・技術・経験を有する事業者の専門性・ノウハウを活用した体制を整備することにより、業務の正確性・迅速性を推進するとともに、市職員の政策立案・企画調整機能を向上させることで、市民サービスの一層の向上を図る。

事業内容

- 子ども青少年局（区役所子育て支援課）において、一定量の単純作業が発生する業務について集約化する『子育て支援業務事務処理センター』を創設する。
- 単発事業の外部委託では、年間を通したセンター設置に至らず、専門性の維持、行財政改革の効果が薄くなるので、一定量の単純作業が発生する業務については例外なく、センターへの集約化を図るものとする。
- 多種多様な大量の事務を円滑にセンターに移行させるために、平成 28 年度は事務引継ぎとマニュアル作成等の開設準備を行い、平成 29 年度からの開設とする。

対象業務【平成 27 年度所管】

- 子ども育成課：妊婦健診
- 子ども家庭課：児童手当、児童扶養手当
- 幼保推進課：就園奨励費、認可・確認業務、利用料関係
- 幼保運営課：教育保育給付費、補助金事務
- 区役所：児童手当、児童扶養手当、新制度支給認定・利用調整業務 等

事業スケジュール

平成 27 年度：センターに集約する事業の抽出や業務ボリュームの積算、所管課及び財政課との調整。

平成 28 年度：集約化業務の事務引継ぎ及びマニュアルの作成

平成 29 年度：子育て支援業務事務処理センター本格稼働